

面接審査について（案） （堺市立老人福祉センター等）

1. 面接の流れ

(1) プレゼンテーション（15分）

特にアピールしたいポイントを中心にプレゼンテーションを行う。



(2) 質疑応答（15分程度）

提出書類及びプレゼンテーションの内容をふまえ、質問する。



(3) 意見交換等（10分程度）

- プレゼンテーションについては、時間厳守とし15分が経過すれば、途中であっても終了するものとする。
- 質疑応答については、15分経過時点で、事務局が委員長に合図し、委員長が状況に応じて進行するものとする。

2. 面接参加団体の出席者について

- (1) 団体として責任をもって説明できる者。
- (2) 各団体の面接出席者は、5名以内とする。
- (3) 面接出席者については、事前に代表者から氏名等の報告を受けるものとする。
- (4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。
- (5) 企画提案書のみでの説明とする。

（プロジェクター等の使用や追加資料の配付はできない。）

3. 複数の区域について応募した場合の面接について

複数の区域の指定管理者指定の応募をした場合の面接審査は、募集区域ごとにそれぞれ面接審査を行うこととする。